



## ★今号のTOPIC★ 令和6年10月施行！会社代表者等の住所非表示措置について

9月に入りましたが、まだまだ残暑が厳しいですね。体調など崩されていませんか。

登記簿には不動産の所有者や会社・法人の役員等の住所・氏名が記録されていますが、今秋、株式会社の代表者等の住所を非表示とする措置をとることができるルールがスタートします。今号ではそのルールの詳細について解説します。

### 代表取締役等住所非表示措置とは

現在、会社・法人の代表取締役等のうち、配偶者から暴力を受けている方、ストーカー被害を受けている方等、住所が公開されることによって被害を受けるおそれがある方に限り、住所を非表示にする申出をすることができます。今年の10月1日からは、それらの方々に限らず、一定の登記申請と一緒に申し出ることによって、登記事項証明書又は登記事項要約書に、都道府県と市区町村以外のものを記載しないようにすることができますようになります。

**株式会社のみの制度で、その他の種類の会社・法人の代表者等は申出をすることができません！**



★対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社の代表取締役</li> <li>代表執行役</li> <li>代表清算人</li> </ul>	★申出を行うことができる登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>設立登記</li> <li>管轄外本店移転登記</li> <li>代表取締役等の住所変更登記</li> <li>代表取締役等の新任・重任の登記</li> </ul>
------	--	----------------	---

### 必要書類

#### ★株式会社の本店所在場所における実在性を証する書面

(例) ①株式会社が受取人として記載された配達証明書、郵便物受領書

※配達証明書又は郵便物受領書に記載された株式会社の商号又は本店所在場所が登記記録と合致している必要があります。

②司法書士が株式会社の本店所在場所における実在性を確認した書面

#### ★代表取締役等の住所を証する書面

(例) ①住民票

②戸籍の附票

③印鑑証明書

#### ★株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面

(例) ①司法書士が犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき確認を行った実質的支配者の本人特定事項に関する記録の写し

②実質的支配者の本人特定事項についての供述を記載した書面であって公証人法の規定に基づく認証を受けたもの

※代表取締役等住所非表示措置の申出の日の属する年度又はその前年度に認証を受けたものに限りします。

③公証人法施行規則の規定に基づき定款認証に当たって申告した実質的支配者の本人特定事項についての申告受理及び認証証明書

※代表取締役等住所非表示措置の申出が当該株式会社の設立の日の属する年度又はその翌年度に行われる場合に限りします。

#### ★上場会社の場合、金融商品取引所に株式会社の株式が上場されていることを証する書面

(例) 株式会社の上場に係る情報が掲載された金融商品取引所のホームページの写し

### ！ここがポイント！

！代表取締役等住所非表示措置をされても法務局に保管されている登記簿には代表取締役等の住所が記録されているため、代表取締役等が住所を変更した場合は、住所変更の登記が必要です。

！代表取締役等の住所変更の登記の度に申出をしなければ、代表取締役等住所非表示措置は終了します。

！今まで登記事項証明書又は登記事項要約書に表示されていた代表取締役等の住所は、代表取締役等住所非表示措置後でも表示されます。

！本店が登記簿上の所在場所に実在しない蓋然性が高い場合、代表取締役等住所非表示措置が終了することがあります。

**より詳しくお知りになりたい場合は、タスク司法書士法人までお問合せください！**

